- **第23** 間 次の記述は、関税定率法及び関税暫定措置法に規定する減免税制度に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。
- 1 本邦から輸出された貨物でその輸出の許可の日から 1 年を経過した後に輸入されるもの については、その輸出の許可の際の性質及び形状が変わっていないものであっても、関税定 率法第 14 条 (無条件免税) の規定による関税の免除を受けることはできない。
- 2 加工することが本邦では困難な場合であって、加工のため本邦から輸出され、その輸出の 許可の日から6月以内に輸入される貨物にあっては、関税定率法11条(加工又は修繕のた め輸出された貨物の減税)に基づく関税の軽減を受けることはできない。
- 3 関税暫定措置法第8条第1項(加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品 の減税)の規定により関税の軽減を受けることができる物品は、本邦から輸出された貨物を 材料として加工又は組立てをされた製品であって、本邦においてその加工又は組立てをする ことが困難であると認められるものに限られる。
- 4 特恵関税(特別特恵関税を含む。)の適用を受ける物品については、関税暫定措置法第8 条の規定の適用を受けることができる。
- 5 関税暫定措置法第8条第1項の規定により関税の軽減を受けようとする場合において、 その原材料の輸出者がその輸出の際の輸出申告書に加工又は組立てのため輸出するもので あることを証する書類を添付したときは、当該軽減を受けようとする貨物に係る輸入申告 にあたっては、当該輸出者以外の者の名をもって行うことができる。
- **第24**間 次の記述は、特恵関税制度に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。 一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。
- 1 特恵受益国において本邦から輸出された物品のみを原材料として生産された物品は、本 邦の生産品と考えられるため、関税暫定措置法第8条の2第1項に規定する特恵受益国等 を原産地とする物品には該当しない。
- 2 関税暫定措置法第8条の2第1項に規定する特恵関税に係る原産地証明書は、税関長が やむを得ない特別の事由があると認める場合を除き、その証明に係る物品の輸出の際に、当 該物品の輸入者の申告に基づき、原産地の税関又は当該原産地証明書の発給につき権限を 有するその他の官公署若しくは商業会議所その他これに準ずる機関で税関長が適当と認め るものが発給したものでなければならない。
- 3 関税暫定措置法第8条の2第1項に規定する特恵受益国等を原産地とする物品のうち、その原産地である特恵受益国等から非原産国(当該特恵受益国等以外の地域)を経由して本邦へ向けて運送される物品で、当該非原産国において、当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所で当該非原産国の税関の監督の下に行われる運送上の理由による積替えのみがされたものについては、同項の特恵関税の適用を受けることができる。
- 4 関税暫定措置法第8条の2第1項の特恵関税に係る原産地証明書は、その証明に係る物品についての輸入申告の日において、その発給の日から6月以上を経過したものであってはならないが、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合において、税関長の承認を受けたときは、この限りでない。